

(別表1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### 1. 現 状

#### (1) 地域の災害等リスク

##### 1) 地域の概要

本計画の対象地域は高根沢町であり、高根沢町商工会の管轄地区である。

栃木県のほぼ中央に位置し、県都宇都宮に隣接する人口約3万人の町である。

東西10.7km、南北11.5kmで総面積は、70.87km<sup>2</sup>。東部は八溝山系の丘陵が南北に連なり、常緑の山林の比率が高い。中央部は豊富な灌漑用水に恵まれた広大な水田地帯が広がり、町の文化、スポーツの総合施設や工業団地等が点在している。西部は南北に走る丘陵が大部分を占め、JR宝積寺駅を中心に住宅地や隣接する芳賀町にかかる宮内庁御料牧場・自動車関連の会社がある。西端には国道4号線が縦走り、鬼怒川を挟んで宇都宮市と接している。



##### 2) 自然災害等リスク

###### 【当地域の気候】

夏冬の寒暖差と日中の気温差が比較的大きく、内陸性の気候にある。また、降水量は梅雨期や9月に多いが、夏季の雷雨が特徴的で、局地的なひょう害や落雷、冠水等が起こりやすい。

###### 【当地域の災害特性】

東部、西部の丘陵台地、隣接低地では、集中豪雨や台風などの際に、急傾斜地の崩壊や地滑り、土石流等の土砂災害が想定される。

また、中央部の田園地帯では複数の灌漑用水や排水の本支線があることから浸水被害などの影響を受けやすい。

地震については、強振動による建物等の倒壊や、地下埋設のガス、上下水道管等の切断及び、液状化による被害が予想される。

###### (洪水：ハザードマップ)

町が作成した「防災ハザードマップ」によると、当地域を流れる鬼怒川、五行川について、洪水浸水想定区域が指定されており、河川周辺では広域に渡り浸水が想定されている。このため商工業者においては、精密機器や工場機械等の浸水・故障による操業停止、復旧の長期化や復旧費用の増大といったリスクが想定される。

### **(土砂災害：ハザードマップ)**

当地域内における災害危険地区は、地域内の東西南北の各地区に確認されており、「高根沢町地域防災計画」及び町の「防災ハザードマップ」によると、土砂災害警戒地域は、12箇所となっている。これにより商工業者においては、土砂崩れ等に伴う幹線道路の通行止めによる物流の停滞や、事業活動の制限、復旧の長期化といったリスクが想定される。

### **(地震：J-SHS)**

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、当地域において震度6強を観測し、住宅被害は全壊7棟、半壊717棟、一部損壊2,715棟と甚大な被害を受けた。また、当地域周辺には、1683年の日光地震または1659年の岩代・下野地震を引き起こした可能性が指摘されている関谷断層などの活断層が存在する。さらに、未確認の活断層の存在も否定できないことから、今後も大規模地震の発生を想定し、地震発生時の対応について十分な備えが必要である。商工業者においては、建物や設備の損壊、ライフラインの停止による操業停止が生じるおそれがあり、復旧作業の長期化や多額の修繕費用負担、取引の停滞や売上減少など、経営に深刻な影響を及ぼすリスクが想定される。

### **(集中豪雨（水害・風害）)**

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

昭和61年8月4日に発生した台風10号では、災害面積1,041ha、損害額434,015千円という記録が残っており、平成18年7月3日に発生した風害（ダウンバースト）でも、一部の区域で家屋等に被害が発生した。

今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。商工業者においては、建物や設備の損壊、在庫品の浸水被害、停電や交通遮断による操業停止などのリスクが想定される。

### **(感染症)**

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

商工業者においては、消費者の外出自粛やイベント・学校行事等の中止、旅行や宿泊のキャンセル、風評被害などにより需要が大きく落ち込み、売上減少を招く可能性がある。また、国内外の工場や物流の停止に伴い、原材料や部品、資材等の不足や納入遅延、価格高騰が生じ、生産活動や工期に支障を来すおそれがある。さらに、従業員本人や家族の感染、学校休校等による出勤困難、営業自粛や時短要請への対応、テレワーク等の代替勤務体制の構築が困難となることで、資金繰りの悪化を含め、事業継続に深刻な影響を及ぼすことが想定される。

### **(サイバー攻撃)**

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者においては、機密情報や個人情報流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用失墜などのリスクが想定される。

## (2) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 740者 (うち小規模事業者数 575者)

業種	商工業者	小規模事業者	備考(事業所の立地状況等)
建設業	112	109	地域内に広く分散
製造業	59	44	〃
卸売・小売業	168	109	地区内中央地区のほか、幹線道路沿いに多い
飲食・宿泊業	66	46	〃
サービス業	254	197	〃
その他	81	70	
合計	740	575	

## (3) これまでの取組

### 1) 高根沢町の取組

- ・高根沢町地域防災計画の策定、防災訓練の実施(年1回6箇所を実施)
- ・防災備品の備蓄
- ・高根沢町業務継続計画(災害対策編、新型インフルエンザ等対策編)の策定

### 2) 高根沢町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況(R6年度)

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 3件
- ・HPへ事業者BCPに関する国の施策を掲載 1回
- ・事業者BCPの取組状況の確認 1件
- ・事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 1回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業承継計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて商工会、町関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 町地域安全課、商工観光課、高根沢町商工会による協議の場を定期的に設け、本計画における災害リスクや支援の方針について整理・共有する。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損害保険(株)、中小機構等の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## 3. 目標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・小規模事業者が多く集積する地区や主要産業を中心に面的な支援を行い、サプライチェーンや地域経済の機能の維持することで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年2者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 町内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定件数を5件とする。
- ③ 損害保険・共済等の取組を年5者程度に対して加入促進啓発を行う。
- ④ 上記目標達成のため、年2回セミナー、説明会を開催する。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省や自治体等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・巡回経営指導や各種相談対応、必要に応じたアンケート調査等を通じて、伴走型補助金等を活用しながら、町内小規模事業者の事業継続力強化に関する実態の調査・把握を行う。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

(HP:[https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522\\_risk\\_finance\\_sheet\\_press.html](https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html))

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・管内事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを事業者へ周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を事業者へ提供する。

### (3) フォローアップ

- ・町の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。  
(HP:<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

#### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで町内事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

#### (5) 関係団体等との連携

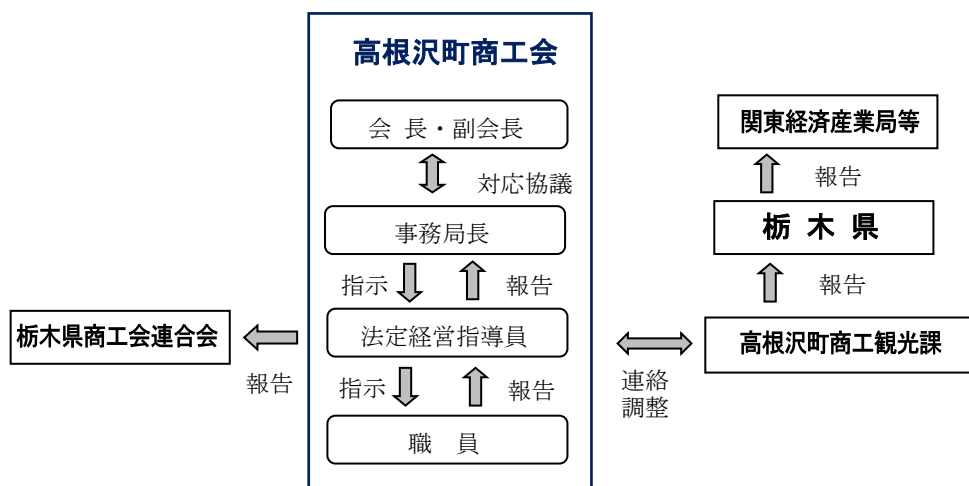
- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

#### (6) 訓練の実施

- ・ 自然災害(平成23年東日本大震災、令和元年東日本台風等と同規模の地震、風水害)が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

### 3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・ 事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## 4. リスク発生時の対応

### (1) 大規模災害

大規模自然災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生の日安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

#### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、被災証明申請書に物件の種類ごとの被災状況の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

#### 3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- なお、情報共有は別添様式で行う。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

#### 4) 被害情報の報告

- ・町と商工会とで情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては商工連が定める期日までに商工連に対しても報告を行う。
- なお、報告は3)と同様の様式で行う。

### (2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行とすることの日安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

#### 1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・当町で取りまとめた「高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高根沢町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

## **2) 管内事業者に対するリスクの周知**

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

## **3) 管内事業者の被害状況の確認**

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

## **4) 被害情報の共有・報告**

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、町と商工会とで情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては商工連が定める期日までに商工連に対しても報告を行う。

# **(3) 被災事業者に対する支援**

## **1) 応急対策時の支援**

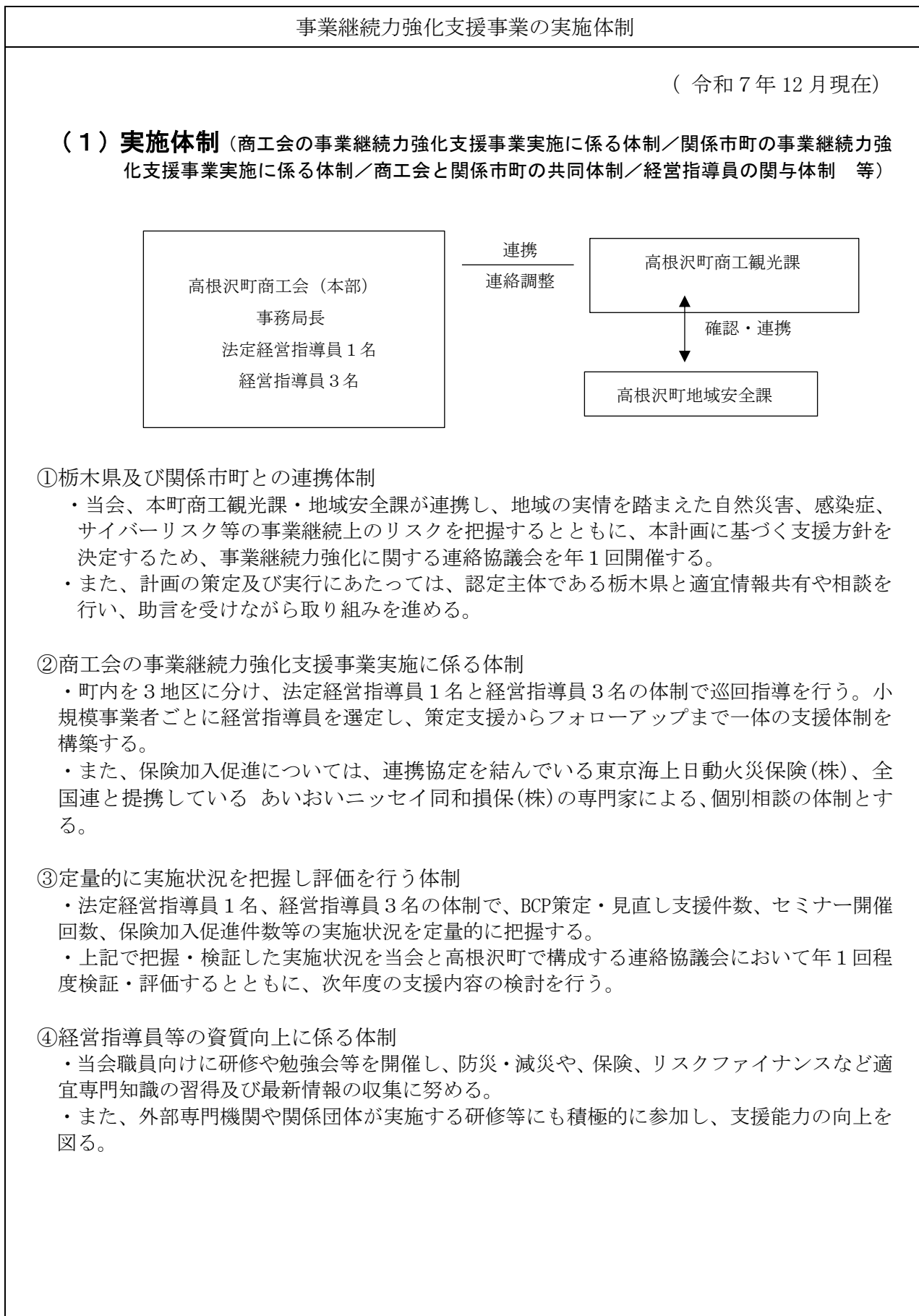
- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を撮影しておくよう指導する。

## **2) 復旧・復興支援**

- ・国、県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、町・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



## (2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

### ① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山崎 千春 (連絡先は (3) ①のとおり)

### ② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に1回以上)

## (3) 商工会、関係市町連絡先

### ① 商工会

高根沢町商工会 経営支援課

〒329-1233 塩谷郡高根沢町宝積寺 2416

TEL : 028-675-0337 / FAX : 028-675-4724

E-mail : takanezawa\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### ② 関係市町

高根沢町役場 商工観光課

〒329-1292 塩谷郡高根沢町石末 2053

TEL : 028-675-8104 / FAX : 028-675-8114

E-mail : syoukou@town.takanezawa.tochigi.jp

## (4) 被害情報報告先

### ① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail : shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

### ② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : soshiki\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・調査費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	80	80	80	80	80
・協議会運営費	40	40	40	40	40
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ポスター、チラシ作製費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

調達方法

会費収入、伴走型補助金、高根沢町補助金、栃木県補助金、事業収入 等